NACCS業務講習会 航空編 【輸入通関業務】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 2024年10月







二目次**二**

	輸入申告業務について
•	輸入業務フロー(輸入ストレート貨物)・・・・・・4
	輸入業務フロー(輸入混載貨物)・・・・・・・・5
•	輸入申告事項呼出しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
•	輸入申告事項登録について・・・・・・・・・・・・・・7
•	原産地コードについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	輸入申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	審査・検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	輸入申告訂正業務フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
•	輸入申告前の訂正について・・・・・・・・・・・・22
	輸入申告後の訂正について・・・・・・・・・・・・23

輸入申告に関する参考情報

- 納税方式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 納付方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 申告添付登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・30

● 主な照会業務

- 輸入申告
- 輸入申告
- 輸入貨物
- 輸出入者

◎ 他法令に係る許可・承認との連携について

- 他法令に
- 他法令手



等照会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•33
等一覧照会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•37
情報照会について・・・・・	•39
情報照会について・・・・・	•43

係る許可・承認との連携について・・・・・	•45
続きとのリンク付けについて ・・・・・・・	·46

輸入申告業務について





<u>輸入業務フロー(輸入ストレート貨物)</u>

輸入申告は、原則として保税地域搬入後に行います。





4







輸入申告事項呼出しについて

IDB(輸入申告事項の情報呼出し)業務

IDB業務 入力画面





IDA(輸入申告事項登録)業務

IDA業務画面は、申告種別を指定して展開します。



業務種別(海上・航空)により入力欄自体の有無、画面構成に違いがあります。

適切な事項登録が行えないこととなるので、呼び出し時には注意が必要です。



①プルダウンから選択 ②OKボタン押下で対応する業務 画面が展開する

輸入申告(大額/少額) 輸入(引取)申告(大額/少額) 輸入(引取・特例)申告(大額/少額) 蔵入等承認申請(大額/少額) 蔵出等輸入申告(大額/少額) 蔵出輸入(引取・特例)申告(大額/少額)





IDA業務(共通部中段①)

「貨物個数」「貨物重量」「積載機名」「入港年月日」「取卸港」を入力した場合、貨物情報と一致している必要があります。 ただし、★の項目は、システム登録済みの貨物情報から自動補完が可能です。

また、「積載機名」「入港年月日」「取卸港」は、IDA登録後の入力控えではブランクで表示されますが、 申告時もしくは予備申告後の本申告時に貨物情報の内容が補完されます。

IDA業務(共通部中段①) 入力画面

AWB≭	ABC-01020 M7	AWB .	
貨物個数	★ 5 個 貨物重量(グロス) ★ 5	5.5 KGM	
積載機名	Z70051/28DEC ★		入港
取卸港 🔶	NRT 積出地(MYKUL -	貿易	易形態
戻税申告		点検結果	1
他法令	共通管理番号	食品	hi hi
輸入承認証等1	1 2 2		
4	4 5 6		
7	7 8 6		
1	0		







評価申告の条件をコードで入力 ※申告貨物のすべてに包括評価申告を適用する場合は、入力不可 評価申告書の提出を要しないもの 0: 申告貨物の一部に包括評価申告を適用又は複数の包括評価申告を適用するもの 5 個別評価申告を適用するもの 6: 7: 特殊関係が取引価格に影響を与えないもの Z: 包括評価申告を適用するものであってシステムに未登録のもの、 登録済みであって評価結論等が未修正のもの、

インボイス価格条件コード※1

	ード
FOB *	DEG
C&I *	DDL
C&F *	DDF
CIF *	CFF
EXW	CPT
FCA	CIP
FAS	DAF
DAF	DAT
DES	DPL

表中の価格条件コードに*を付してあるいずれかのコードを入力した場合、 インボイス価格、運賃、保険、評価及び按分に関する項目に入力した内容から 課税価格が自動計算により算出されます。

インボイス価格条件コードのうち、システムで課税価格算出を行うコードは、 FOB/C&I/C&F/CIFのみです。





保険入力について※2





保険の入力例

- ・個別保険の場合 ※入力した金額が保険料金になります。 保 険 通貨 金額 -
- ※事前に保険会社等が登録した料率から保険料金を算出します。 ・包括保険の場合 保 険 В 包括保険番号



包括保険は、輸入者から依頼を受けた損害保険会社がNACCSに包括保険指数等の情報を仮登録し、 輸入者・通関業・海貨業によって確認登録された後から輸入申告で使用できるようになります。 詳細はNACCS掲示板「包括保険関連業務情報」を参照下さい。









包括保険関連業務情報











原産地コードについて※3 その1

原産地証明書識別

1~2桁目 原産地(申告)種別

コード	コード内容	コード	コード内容
WK	国定・WTO協定	TP	CPTPP協定
GS	一般特恵	1A	CPTPP税率差適用用国別コード(メキシコ)
SG	日シンガポール経済連携協定	1B	CPTPP税率差適用用国別コード(ニュージーランド)
MX	日メキシコ経済連携協定	1C	CPTPP税率差適用用国別コード(カナダ)
MY	日マレーシア経済連携協定	1D	CPTPP税率差適用用国別コード(オーストラリア)
PH	日フィリピン経済連携協定	1E	CPTPP税率差適用用国別コード(ベトナム)
CL	日チリ経済連携協定	1F	CPTPP税率差適用用国別コード(ペルー)
TH	日タイ経済連携協定	1G	CPTPP税率差適用用国別コード(マレーシア)
BN	日ブルネイ経済連携協定	1H	CPTPP税率差適用用国別コード(チリ)
ID	日インドネシア経済連携協定	1S	CPTPP品目別セーフガード用国別コード(シンガポール)
VN	日ベトナム経済連携協定	EU	日EU経済連携協定
СН	日スイス経済連携協定	2A	日EU経済連携協定(アンドラ)
IN	日インド包括的経済連携協定	US	日米貿易協定
PE	日ペルー経済連携協定	GB	日英包括的経済連携協定
AU	日オーストラリア経済連携協定	RC	RCEP協定(中国)
MN	日モンゴル経済連携協定	RK	RCEP協定(韓国)
AS	日アセアン包括的経済連携協定	RA	RCEP協定(オーストラリア)
		RN	RCEP協定(ニュージーランド)
		R1	RCEP協定(シンガポール)
		R2	RCEP協定(ブルネイ)
		R3	RCEP協定(カンボジア)
		R4	RCEP協定(ラオス)
		R5	RCEP協定(タイ)
		R6	RCEP協定(ベトナム)
		R7	RCEP協定(マレーシア)
		R8	RCEP協定(インドネシア)
		R9	RCEP協定(フィリピン)

コードは追加されることがあります。 最新のコードについては、NACCS掲示板を確認ください。





コード	コード内容
т	輸出国当局が発給した原産地証明書
Ι	(第三者証明)
Δ	認定輸出者による自己証明
A	(原産地申告)
Р	製造者による原産品申告書
0	製造者による原産品申告書
Ų	(原産性に関する情報が提供できない場合)
E	輸出者による原産品申告書
F	輸出者による原産品申告書
I	(原産性に関する情報が提供できない場合)
Ι	輸入者による原産品申告書
0	原産地証明書等の提出が不要な場合

<u>原産地コードについて※3 その2</u>

4桁目 貨物の種類について

	入力条件				入力可能なコード			
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有/ 無	添付書類の種類	有/ 無	特恵用	EPA用	WTO 協定用等	原産地証明
白田間ち日	特恵用原産地証明書	0	累積加工製造証明書	0	А			*
	特恵用原産地証明書	0	_	_	J			*
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	0	累積加工製造証明書	0	В			*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	0	_	-	Р			*
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らか であると認めた貨物	提出省略	_	_	_	С	6		
少額貨物扱い	_	_	_	_	Т	5		
	EPA用原産地証明書 EPA用原産品申告書	0	EPA関税割当証明書	0		1		*
EPA関税割当品目	少額	_	EPA関税割当証明書	0		2		
	提出省略	_	EPA関税割当証明書	0		3		
EPAに基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	EPA用原産地証明書 EPA用原産品申告書	0	_	_		4		*
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	0	_	_			G	*
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	_	_			R	
輸入割当等公表告示三-8に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三-8に規 定 する原産地証明書	0	_	_			S	*
原産地が確認できない貨物	_	_	_	_			N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	_	_	_	_	М			
原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う	-(EPA用原産地証明書)			_		7		
貨物(EPA用)(EPA関税割当品目に該当しないものに限る)	-(EPA用原產品申告書)					,		

申告等種別が「J」、「P」または「R」の場合は、「M」または「7」の入力は不可です。



17



IDC(輸入申告)業務

IDA業務で払い出された申告番号を入力し、登録した内容を税関に申告します。





(2)貨物到着前輸入申告扱いの場合は、「K」のみ入力可 (3) 申告等種別により入力可能な申告条件コードについては、 NACCS業務仕様書 | IDC概要(本文) 1.業務概要を参照

T:予備申告(本申告手動起動) Z:予備申告(貨物搬入時自動起動) :予備申告(税関空港で貨物引取時自動起動) :予備申告(貨物到着前自動起動) :予備申告(航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動)

K :開庁時申告の登録





関税法第67条 輸出又は輸入の許可 貨物の品名、数量及び価格、その他必要な事項を税関長に申 告し、必要な検査を経て、許可を受けなければならない。

第58条第1号又は前条第1項第1号に掲げる貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位に

2 前条第1項第1号及び第2項に掲げる貨物(特例申告貨物を除く。)の価格は、当該貨物の定率法第4 条から第4条の9まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という。)は、次項本文の規定の適用がある場合を除き 当該輸入貨物に係る輸入取引(買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準 ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。)がされた場合において、当該輸入取引に関し買手 により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格 (輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除くものとする。)に、そ の含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。

当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

19

審査・検査について

V









輸入申告前の訂正について IDB(輸入申告事項の情報呼出し)業務

- 払い出し済みの申告番号を入力することにより、IDA業務で登録した申告事項の情報を呼び出しますので、 必要項目を訂正します。
- 輸入申告(IDC業務)前であれば、何度でも呼出しが可能です。







輸入申告後の訂正について

輸入申告内容の訂正

- IDD(輸入申告変更事項呼出し)業務により輸入申告(予備申告を含む)済みの申告情報を呼び出した上、 必要項目の訂正を行います。
- IDA01(輸入申告変更事項登録)業務により訂正を行うことで申告番号に枝番が払い出されます。 申告訂正は9回まで実施可能です(枝番は1から9まで)。

IDD業務 入力画面	申告訂正を行う申告都
申告等番号※ 10670996110 輸入者コード 申告等種別	※輸入許可がされてい ※申告撤回がされてい
	IDA01業務
輸入申告後の訂正は税関へ申し	出た後に実施します。



Eを行う申告番号を入力 〒可がされていないこと 図がされていないこと





輸入申告後の訂正について

IDA01業務

IDD業務で呼び出した申告情報が入力画面に展開するので、必要項目を訂正します。

変更不可項目は、<u>電算関係税関業務事務処理要領(税関手続関連通関関係手続第1章 輸入通関関係手続)</u>を参照ください。





輸入申告後の訂正について

IDE(輸入申告変更)業務

IDA01業務で払い出された申告番号を入力し、登録した内容を税関に申告します。



本申告起動前の予備申告訂正は、訂正後の申告番号(枝番あり)をIDC業務に 入力して行います。すでに本申告が起動した後は、IDE業務による訂正となります。





輸入申告に関する参考情報



納税方式について

即納方式

納期限を延長せず、申告種別に応じて定められた納期限までに納税する方式です。入力はスペースです。

納期限延長	BP申請事由	納付方法	口座番号	担保番号	

納期限延長方式(延納)

担保の提供を条件に納期限が延長される方式で、以下の通りに種類が分かれます。

·包括納期限延長(包括延納)

同一納税義務者に係る月ごとの輸入申告等に係る納期限が一括して延長されます。 ただし、消費税及び地方消費税を除く内国消費税については、利用することができません。

納期限延長	н	BP申請事由	納付方法	口座番号	担保番号 <mark>担保番号</mark>

・個別納期限延長(個別延納)

輸入申告等に係る納期限が個別に延長されます。

	納期限延長	K	BP申請事由	納付方法	口座番号		担保番号	
・特例申告納期限延長(特例延納) 特例申告に係る納期限が延長されます。						2024年10月1日 担保	より過去滞約 なしで特例申	
	納期限延長	Т	BP申請事由	納付方法	口座番号		担保番号	





内等が発生していない信頼のおけるAEO 輸入者は 日告及び特例申告納期限延長が可能



納付方法について



金融機関の窓口にて、現金に納付書を添えて関税等を納付する方法です。 納税方式は即納と延納どちらにも対応しております。入力はスペースです。

納期限延長	BP申請事由	納付方法	ロ座番号	担保番号

• MPN利用

MPN(マルチペイメントネットワーク)を利用できる金融機関のインターネットバンキングやATMから納付する 方法です。納税方式は即納と延納どちらにも対応しております。

	納期限延長	BP申請事由		口座番号	担保番号	
--	-------	--------	--	------	------	--

• リアルタイムロ座振替

事前に登録しておいた口座から、直接振り替えて納付する方法です。領収証書及び領収済通知書は発行されま せん。納税方式は即納のみ対応しております。



方法識別及び口座番号の入力方法について)をご参照下さい。





納付方法について





リアルタイムロ座振替完了通知情報

IDC後、税関審査終了時に納付処理がされ 納付完了後に輸入許可書と併せて出力 (出力にはURK業務による事前設定が必要)

リアルタイムロ座振替完了通知情報

輸入申告番号等 受入科目名 口座名義人コード 口座名義人名

納付年月日

2018/11/01

12345678901

P00XXXXX0000

消費税・地方消費税

NACCS CORPORATION

納付金額合計 ¥60,000
 (本税納付金額 ¥60,000 延滞税納付金額
 税関官署名 東京 成航
 代理人コード 1AXYZ
 代理人氏名 THUKAN-GYOUSYA
 納税義務者コード P00XXXX0000
 納税義務者名 NACCS CORPORATION

記事

123456789

B/L番号/AWB番号	NAC0123456789
荷主セクションコード	XXXXXXXXX
荷主Ref No.	XXXXXXXXX

29

申告添付登録について

- ・MSX(申告添付登録)業務 申告手続きに係る通関関係書類を申告等番号ごとに添付ファイルで登録します。
- ・MSY(申告添付訂正呼出し)業務 MSY業務によりシステムに登録済の添付ファイル情報を呼出し、 MSY01 (申告添付訂正呼出し)業務で添付ファイルの追加・削除が可能です。
- ・IMS(申告添付一覧照会)業務 MSX業務またはMSY01業務により登録された添付ファイル情報を照会します。

・区分2、区分3の場合は、MSX業務により登録した資料を税関で確認後、許可になります。 ・区分1Yは許可後にMSX業務で税関への書類提出が必要な審査区分です。







主な照会業務





IID(輸入申告等照会)業務

輸入申告等に係る情報を照会できます。





IID業務 結果(共通部上段)

代表税租	Ē		申告種別	۵	☑分	Æ	て先税	阕 部門	
9032 S		IC	[1]		1	N	RIKOH	BC 06	
			引取・特例	識別 👇	申告条	件			申告
輸 入	者	863456	7890123-0000	NACCS SYO	UJI CO.,	LTD.			
住	所		1230001	ТОКҮО ТО	N	MINATO	KU		
				MIDORI CHO	1-2-3				
				NACCS BUIL	DING				
電	話		03123456789						
税関事務管	理人								
1781- 4 - 1 77 E	<u> </u>								
輸入取	引者	(1)	由生华廷则		1. Γτ Λ	, Гт	<u></u> +		
仕 出	Å			□□□、□□▼ 税抽械を□	IJ、╵ӏА ╜╼]	עעןרט	あっし 、	
住	所	(2))由告等種別		μνς 1ι. Γτα	U. FT	GIN	外の場合	
			到着即時輸	入申告扱	いに係る	い、 る搬フ	い予定	場所を出	力
輸出の零	託者		(航空のみ)						
~~	 لر	1 TOOO		TSHKAN)番図
10 A±		11333	NACCO (DOMNITY	TOUMAN	1	~			╷ᡂ୲╼╕⊐ ┑
AWB	159-94	1126584			蔵 武 武	祝 罔	TUKYU		
MAWB					【 保税:	地域	1499₩	NACCS (DU	MMY) H
取卸港	JPNRT	NARITA	АРТ — ТОКҮО		蔵入:	等先			
積出地	HKHKG	Hong k	(ONG		最初;	蔵入年	月日	17	
積載機名	001234	4/27JUL			貿易:	形態別	符号	118	
入港年月E	2017	7/07/27							









USD - 150
00.00
2 - 計算方式 = 計算方式 -
200 通貨レート USD - 113.69 - 113.69
構成 1 枚 1 欄
ノステムに





IDI(輸入申告等一覧照会)業務

輸入申告等に係る手続状況等を、一覧で照会できます。





照会対象日 ※入力がない場合は、システム日を出力

- 輸入等申告・申請年月日(BP承認済で輸入許可前引取貨物 に係る輸入申告(以下、IBPという。)の場合は、BP承認申請年月日、 特例申告事項登録の場合は、特例申告事項登録年月日、 特例申告の場合は特例申告年月日、以下同様)
- 搬入時申告・申請前は申告等予定年月日、 搬入時申告・申請後は申告・申請年月日
- 開庁時申告・申請前は申告等予定年月日、
- 開庁時申告・申請後は申告・申請年月日

- 申告予定年月日(申告済みの場合は申告年月日)
- 申告等予定年月日または、輸入等申告・申請年月日 (IBPの場合は、BP承認申請年月日)



IAW(輸入貨物情報照会)業務

- AWB番号単位で、個数、重量、仕向地等の主要項目、並びに通関状況、保税蔵置場への 搬出入状況等を照会できます。
- 指定情報を入力することにより、当該貨物の詳細情報を個別に照会できます。





指定情報欄にコードを入力することにより、 詳細情報を照会可能 ※入力がない場合、概要情報(SMRY)を照会

到着便情報照会[FLTI]以外の場合は入力不可 到着空港:取卸港単位照会

- :到着時刻の昇順照会
- :到着便名不明照会

(1)ロケーション情報照会の場合は、保税蔵置場を必須入力 (2)ロケーション情報照会以外の場合は、入力不可

照会結果は次頁を参照











IAW業務 結果(概要情報下段)

輸入申告情報		
申告種別 IC 申告者 17999 申告番号 10234567890 申告税関 1M 申告日時 2017/09/01 - 15:56 BP承認日時 / / - : 審査終了年 許可日時 / / - : 申告状態 N	月日 2017/09/01 輸入貨 申告状	
税関手続情報 識別 手続許可承認種別 手続者 許可承認番号 手続日時 / / - : 取扱開始日時 / / - : 取扱終 承認日時 / / - : 取扱確認日時 / / - : 保税運送審査終了日時 / / - : 保税蔵置場	税関官署 S: 7日時 / / -: T: 了日時 / / -: T: 1 H:	
更新情報 日時 2017/09/01 - 16:20 業務コード CEA 利用者コード 1M9TU 日時 2017/09/01 - 15:56 業務コード IDC 利用者コード 1T999 日時 2017/08/25 - 09:13 業務コード PKG 利用者コード JH999	N: Second Second Seco	
IC: 輸入申告 FC: 輸入申告(少福 BP: BP承認申請 IS: 蔵入承認申請 ISW: 蔵出輸入申告 IM: 移入承認申請 IAW: 移出輸入申告 IA: 総保入承認申 IAC: 総保出輸入申告 IG: 展示等申告 HIC: 輸入(引取)申告または特例申告 IG: 展示等申告 TIC: 特例委託輸入(引取)申告または特例申告 MIP: 輸入マニフェ IT: 一括特例申告 ITA: 特例委託一招		
IMW:移出輸入甲告 IA : 総保入承認甲 IAC: 総保出輸入申告 IG : 展示等申告 HIC: 輸入(引取)申告または特例申告 TIC: 特例委託輸入(引取)申告または特例委託特例申告 OIC: 輸入申告(沖縄特免制度) MIP: 輸入マニフェ IT: 一括特例申告 IST: 蔵出輸入(引取・特例)申告	¹ 請 スト通関申告 SM <u>※推</u> 過去	



物情報DBの輸入申告情報に登録されている
態表示を出力
予備申告(税関空港で貨物引取本申告自動起動)
予備申告(空港貨物の集積場所で貨物引取本申告自動起動)
予備申告(貨物搬入時本申告自動起動)
予備申告(本申告手動起動)
予備申告(貨物到着前自動起動)
予備申告後の本申告または貨物到着前輸入申告扱い
の輸入(引取)申告

通常申告及び申告変更

物にかかる処理状況が時系列で表示されます。 更新業務 : 業務コードを表示 更新利用者 : 利用者コードを表示

RYの画面では、直近の10件まで表示します。 <mark>定情報に「HIST」を入力して検索すると、</mark> <u>100件分まで照会可能です。</u>

輸出入者情報照会について

IIE業務 輸出入者情報照会

輸出入者名、輸出入者コード及び住所の情報を照会できます。

	次輸出入者コード	P005A555
	次輸出入者名	照会結果を出力
	∢ ∢ 1	
J.		/
	輸出入者コード	P005A555-0000 法人番号等 8634567890123-0000
	名称無効表示	
	輸出入者名	NACCS SYOUJI CO., LTD.
	住所	1080075 TOKYO TO MINATO KU
		KOUNAN1-9-1
		NTT SHINAGAWA TWINS
	電話	0312345678
- 1		/
	輸出入者コード	P005A555-0001 法人番号等 8634567890123-0001
	名称無効表示	
	輸出入者名	NACCS TRADING CO., LTD.
	住所	1238901 TOKYO TO MINATO KU
		HAMAMATSU CHO 6-7-8
		NACCS TOWER
	電話	0312345678



他法令に係る許可・承認との 連携について







他法令に係る許可・承認との連携について

他法令と共通管理番号について

 外国から輸入される貨物の中には、国内の経済、公安風俗に影響を及ぼす貨物について輸入の規制が行われており、 これら規制対象品を輸入しようとする場合には、他法令※の規定に基づいた許可・承認等を受けて、輸入申告時に 税関に証明しなければ輸入は許可されません。

※他法令:関税関係法令以外の法令で、輸出入に関して許可、承認等を定めたもの

 そのうち、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に係る手続が必要な輸入申告 等について、該当手続きの許可・承認等を取得済みである旨の証明はシステムで行うことができます。この場合は、 輸入申告等と他の手続について「共通管理番号」をキーとしたリンク付けをする必要があります。

> 他法令の許可・承認等を受けるために必要な手続きについては、 各省庁のホームページ等をご確認下さい。



他法令手続きとのリンク付けについて

同一貨物に係る輸入申告と他法令手続とのリンク付けは、共通管理番号で行ないますが、 登録方法は次の2通りとなります。

①IDA業務先行

②他法令手続き事項登録先行

上記業務のいずれかで払い出された1件の共通管理番号で、 輸入申告1件と他法令手続き最大9件とのリンク付けが可能です。





46

他法令手続きとのリンク付けについて



一致している必要があります。



他法令手続きとのリンク付けについて

他法令手続きとリンク付けした共通管理番号の変更方法

①輸入申告事項登録の呼出しを行い、届出件数の「Y」または「2~9」を「N」に変更して送信します。



②再度、輸入申告事項登録の呼出しを行い、変更する共通管理番号及び「Y」または「2~9」を入力して送信します。

